

吸収分割にかかる事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

令和 7 年 7 月 1 日

総合警備保障株式会社

A L S O K あんしんケアサポート株式会社

吸収分割にかかる事後開示事項

AL SOK あんしんケアサポート株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び総合警備保障株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、令和 7 年 5 月 20 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、吸収分割会社が緊急通報事業について有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
令和 7 年 7 月 1 日
- 2 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - （1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
該当事項はありません。
 - （2）会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
該当事項はありません。
 - （3）会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - （4）会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条の規定に従い、令和 7 年 5 月 21 日付で、官報及び電子公告の方法により、本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。
- 3 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号、）
 - （1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 4 条の規定に従い、令和 7 年 5 月 21 日付で、官報及び電子公告の方法により、本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4 吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 7 年 7 月 1 日付で、吸収分割会社から吸収分割契約書に記載の権利義務を承継しました。吸収分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 88 百万円（概算値）、0 円（概算値）です。

5 本吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

令和 7 年 7 月 1 日

6 その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

令和 7 年 7 月 1 日

吸収分割会社
東京都大田区山王一丁目 3 番 5 号
N T T データ大森山王ビル
A L S O K あんしんケアサポート株式会社
代表取締役 遠藤 輝夫

吸収分割承継会社
東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号
総合警備保障株式会社
代表取締役 栢木 伊久二

以 上